

消費者庁長官 御中
景品表示法検討会座長 中川 丈久 御中

2022年12月26日

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 松 久 三四彦
〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階
Tel 011-221-5884 Fax 011-221-5887
E-mail info_hokkaido@hocnet1222.jp

景品表示法検討会の報告書とりまとめに向けた意見書

今般の景品表示法検討会の報告書とりまとめに関して、特定適格消費者団体・適格消費者団体に関わる部分につき、当法人の意見は、下記のとおりです。

記

第1 確約手続について

1 意見の趣旨

- (1) 不当表示（優良誤認表示・有利誤認表示）の内容、態様・実態との乖離の程度等に鑑み、最初から消費者を誤解させて不利益な取引に誘引するような悪質性の重大な詐欺的事案については確約手続の対象から排除できるような制度設計の建て付けを工夫されるよう求めます。
- (2) 確約計画の中核的要素として、「自主返金」を位置づけるよう求めます。業種・業態・商品役務の内容・価格帯等によっては返金対象とすべき消費者の特定と返金実施が事実上不可能な事業分野も存在するため、かかる場合には自主返金以外の柔軟かつ効果的な被害回復方法が検討されるべきです。
- (3) このような確約計画が適切な内容として策定され、また将来的な同種違反行為の事前抑止にも役立つように、消費者庁における確約計画の承認手続に際しては、当該不当表示事案について確約手続の利用を認めるか否かの承認の可否の点も含め、確約手続承認の手続過程に適格消費者団体・特定適格消費者団体を含む第三者から広く意見募集を行う機会が付与され、また承認された確約手続の内容は可能な限り具体的に一般に公表されるべきです。

2 意見の理由

(1) (1)について

悪質性の高い不当表示を行った違反事業者が、確約手続の利用を通じて、不特定

多数の消費者から収奪した不正な利得を保持したまま社会的・経済的責任を容易に免れることになっては、景品表示法の措置命令・課徴金納付命令を通じた執行力が現状よりも大幅に低下してしまう懸念があります。

独占禁止法の確約手続においても、違反行為の全てを対象としているのではなく、①ハードコアカルテル（談合・価格カルテル等）、②過去10年以内の違反行為のくり返し、③刑事告発相当の悪質かつ重大な違反被疑行為については対象外とされており、景表法違反についても同様に一定範囲の悪質行為は対象外とすることのできる枠組みが必要です。

(2) (2)について

景品表示法の課徴金制度には「返金措置の実施による減額」も併せて定められ、被害者への返金が促されていますが、これまでに返金措置が実施されたのは4件に止まり、有効に機能しているとは言えません。こうした状況については報告書の〈問題の所在〉にも記述されるべきであると考えます。

独占禁止法における確約手続においては、違反行為によって経済的被害を受けた同業他社に対する経済的被害の補償が確約計画に盛り込まれることは必須条件とはされていません。しかし、独占禁止法の違反行為と景品表示法の不当表示を比較すると、違反行為から個々の消費者が受ける経済的被害の因果関係がより直接的であり、当該不当表示によって被害を蒙った個々の消費者の被害回復を可能な限り盛り込むべきと考えられます。現状をふまえ、確約計画の認定にあたっては返金計画を重要な要素として位置付けて施行令・施行規則、あるいはガイドライン等に明記すべきです。

他方、自主返金先の個々の消費者特定・確認が事実上困難ないし不可能な業態の事業者については、他の柔軟な方法、例えば将来的に確約計画認定以降の不当表示対象範囲の全商品・役務について、商品・役務の内容・取引条件を消費者の誤認を生じた不当表示の内容に合致させるように逆に改善させる、販売価格を減額させる、ポイントを付与する等、不正な利得を保持させないようにする様々な施策が考えられます。

さらに、柔軟な対応の一例としては、通常課徴金納付命令においてはいわゆる規模基準によって裾切りの対象とされてしまう比較的小規模な被害についても自主返金を実施させる、あるいは対象商品等の売上げの3%に止まる課徴金算定率の範囲で返金すれば一律に課徴金納付命令を免れるとするのではなく、悪質事案で違反事業者の利益率が非常に高率であることが確認されている事案については、自主返金の金額の売上額に対する比率をより高率設定する等の消費者庁における承認条件に係る裁量的判断を可能にする等の対応も考えられます。

(3) (3)について

景品表示法上の不当表示については個々の消費者の蒙る被害が直接的であることから、確約手続を利用することの可否、確約計画の具体的内容等について、特に消費者側の意見を反映する機会が設けられるべきです。また、将来的な同種被害を抑止するためには、不当表示の概要と承認された確約計画の具体的内容について可能な限り公表が行われるべきです。

第2 「違反行為に対する抑止力の強化」について

1 意見の趣旨

繰り返し違反に対する割増算定率の適用、売上額の推計規定、実質的な違反行為者と評価できる役員等の自然人に供給主体性・表示主体性を認めること、違反行為者に対する業務停止命令等の検討、現在の算定率及び規模基準の検討等については、いずれも賛成です。

2 意見の理由

繰り返し違反の不当表示事案は、事業者単位としては従来あまり目立つ事例は多くないと考えられますが、そのような事例が今後発生した場合には通常の算定率による課徴金賦課では抑止力として十分でなかったことになるので、割増算定率を適用できるようにすることは相当の判断であると考えられます。従来の課徴金算定率と規模基準については、課徴金制度の導入が不当表示の事前抑止にどれだけ有効に機能しているか、課徴金制度導入後の運用状況を検証して再検討すべき時期に来ていると考えられます。

なお、悪質性の顕著な詐欺的消費者被害の場合には、特定の個人が法人格や法人名を変えて同様の悪質商法を繰り返す事例が少なからず存在しますので、そのような自然人に対して供給主体性・表示主体性を認める必要性があります。

第3 特定適格消費者団体との連携について

1 意見の趣旨

行政処分の際して作成された書類を特定適格消費者団体に提供できるようにすべきです。

2 意見の理由

(1) 景品表示法には民事的効果はないですが、景品表示法違反の表示が不実告知等に該当し契約の意思表示が取り消せる場合や、不法行為に該当する場合、消費者裁判手続特例法による集団的被害回復が必要なケースがあります。しかし、特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟を提起するにあたっては、商品の内容、取引条件が実際どうであるのかを立証する必要があり、このためには調査権限を有する機関からの適切な情報提供が極めて有効です。

(2) 現在の消費者裁判手続特例法第9 1条には特定商取引法、預託法に基づく処分の際し消費者庁が作成した書類の提供が位置づけられ、既に施行規則が定められて運用されています。すでに特定適格消費者団体の中には、請求と提供の実績がある団体もあります。それでも法執行への悪影響などの問題は発生していません。景品表示法においても追加的に位置づけていくべきと考えます。

第4 表示の根拠に関する開示請求について

1 意見の趣旨

適格消費者団体に表示の根拠に関する照会権を与え、回答義務を明示すべきです。あわせて、専門機関の協力を促進する規定を設けるべきです。

2 意見の理由

- (1) 事業者が行う商品・役務の品質・内容に関する表示が実際と異なること（優良誤認）を立証することは、現在の適格消費者団体では困難であるのに対して、事業者は自らが供給する商品・役務に関することであり、それが事業者自ら行った広告等の表示と合致していることを説明し、根拠を明らかにすることは容易であるはずで

す。

そこで、適格消費者団体は、事業者に対して表示の根拠を明らかにするよう求める照会権ないし質問権（民事訴訟法163条参照）により、表示の根拠に関する事実を解明する手段を行使できるようにすべきです。

その上で、照会権ないし質問権の実効性を担保するために、事業者には回答義務があること、正当な理由なく回答を拒絶した場合には、表示の不当性に関する適格消費者団体の主張を真実と認めることができる旨の規定（民事訴訟法224条、208条参照）を景品表示法又は消費者契約法に設けることが必要です。

- (2) 事業者が開示した情報についても、これを評価するためには科学的な知見を要する場合もあることから、専門機関の協力を促進するための規定を設けるべきです。例えば、民事訴訟法186条の調査嘱託を適格消費者団体が求めることができる旨の規定を置くことが考えられます。

以上